

平成29年8月第1回臨時会会議録

平成29年豊郷町議会8月第1回臨時会は、平成29年8月18日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

| | |
|------|---------|
| 1 番 | 中 島 政 幸 |
| 2 番 | 村 岸 善 一 |
| 3 番 | 高 橋 彰 |
| 4 番 | 前 田 広 幸 |
| 6 番 | 北 川 和 利 |
| 7 番 | 西 澤 博 一 |
| 8 番 | 鈴 木 勉 市 |
| 9 番 | 西 澤 清 正 |
| 10 番 | 佐々木 康 雄 |
| 11 番 | 河 合 勇 |
| 12 番 | 今 村 恵美子 |

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 伊 藤 定 勉 |
| 教 育 長 | 堤 清 司 |
| 企 画 振 興 課 長 | 清 水 純一郎 |
| 教 育 次 長 | 岩 崎 郁 子 |
| 社 会 教 育 課 長 | 秋 尾 一 義 |

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 口 昌 和 |
| 書 記 | 寺 田 理 恵 |

5、提案された議案は次のとおり

議第 5 3 号 契約の締結につき議決を求めることについて
《豊栄のさと駐車場拡張工事請負契約について》

西澤清正議長

定刻より少し早いですが、全員おそろいですので始めさせていただきます。

本日の会議を始めます前に、少しお時間をいただきたいと思います。

近年、全国各地で自然災害が頻発し、多大な被害が発生しています。今年も、集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れ、住宅への浸水被害などが多発しております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

ただいまから、平成29年8月第1回豊郷町議会臨時議会を開会いたします。ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第1回臨時議会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時23分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、そのほか、議事の妨害になる言動をお慎みください。また、採決の際、みだりに離席をしないようお願いいたします。なお、傍聴の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤清正議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告として委員会構成の変更を報告いたします。

去る6月16日、鈴木勉市議員より改良住宅境界線工事等に関する特別委員会委員の辞任届が提出され、これを許可いたしましたので報告いたします。あわせて、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会の委員の構成を、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、お手元に配付しているとおりましたのでご了承ください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第53号契約の締結につき議決を求めることについてを議題と

いたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成29年第1回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本臨時会には、工事契約議決案件1件を提案させていただいております。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第53号契約の締結につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成29年度工事第4号豊栄のさと駐車場拡張工事の入札を、平成29年8月8日に条件付き一般競争入札により実施し、所在地、滋賀県犬上郡豊郷町安食南193番地、名称、丸橋建設株式会社豊郷営業所所長、丸橋照久と、請負契約金額3,564万円で仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第53号、契約締結議決についてですが、今回の契約の方法、条件付き一般競争入札による契約ということで契約がされておりますが、条件付き一般競争入札ということですので、この条件付きというのはどういう条件で一般競争入札を行ったのか、まず説明してください。

また、今回の契約の金額、これは消費税を含んでいますけれども、3,564万円、これについては、落札率は何%でしたか。説明してください。

続きまして3点目、豊郷の一般競争入札におきましても、これまでの、やってきたやり方というのは、予定価格の事前公表、また、最低価格を設定するかしないか、それか低入札防止のための、下から5業者で平均値を出すとか、そ

ういう、いろいろな方法があるのですが、今回は、予定価格は事前公表して、このように入札が行われたのか、それとも公表しなかったのかという点と、最低制限価格の設定の仕方はどうしたのかというのを、設定しない場合もありますが、その点について説明してください。

そして、次に4点目ですが、今回、応札業者、業者は19業者が応札予定だったようですが、その応札方法、役場で、来て、一同で応札をするのか、また、いろいろなほかの方法をとっているのか、今回どういう方法をとったのか、ちょっと説明していただきたいと思います。そして今回、19業者のうち辞退が3者ありました。この辞退というのは、応札場所に来たときに辞退をされたのか、それまでに辞退をしたのか、いつされたのか説明をしてください。

それと6点目ですが、1回入札で決まっているんですけど、最高入札者が4,540万円、落札したところが、これは税抜きですけど3,300万円、その差というのが1,240万円の差がありますけれども、こういう差が生じた理由は、町としてはどういうふうに分けられているのか、その点について、6点、まず答弁をお願いいたします。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

今回の入札条件につきまして、町内業者については審査事項評点が700点以上、県内業者については土木工事一式の経営規模等評価結果通知書の総合評点が800点以上のもの、また、基準日、現在以前10年間で、土木工事一式工事で請負契約額が5,000万円以上と実績のある者を対象といたしました。落札率は64.76%です。

予定価格の件ですけれども、入札公告に予定価格は掲載しておりますので、事前公表はしております。一部、最低価格の方は入札担当の方からよろしくお願ひします。4番、5番、6番についても、入札担当の方、よろしくお願ひいたします。

企画振興課長 はい。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。まず、最低制限価格につきましては変動制ということで用いまして、その場で計算をして最低価格が決まるというやり方でやっております。

次に、応札の仕方ですけれども、入札執行日、8月8日に、会議室に全者集合いただきまして、その場で札を入れていただいているということになります。

次に、辞退ですけれども、辞退は3者ありましたけれども、それは全て事前に、書面にて辞退ということで届けをいただいております。

最後に、一番高いところと安いところの差ですけれども、それにつきましては見積もりになりますので、各企業の企業努力ということになろうかと考えております。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 入札にどういう条件をつけたかということで、町内業者は先ほどそういう説明がありましたが、この19業者のうち町内業者としてカウントしているのはどれか説明してください。そして、企画振興課長に、最低制限価格は変動制でやったということですが、具体的に、最低制限価格をどういう計算したのか。今回の、最低応札者が落札していますが、以下になっているということは、それで落札できているということは、落札率、先ほど64.76%と次長から教えていただきましたけれども、それ以下の変動制でやっているということで、どういう計算でそれ以下になるのかをちょっと説明してください。

そして応札の方法、8月8日に、ここの役場の会議室で応札をしたと、皆さんが来て、行ったということですが、この落札者、丸橋建設豊郷営業所、応札をされたのはこの会社の誰ですか、名前を教えてください。

それから5番目、事前に3者が辞退されたということですが、一般競争入札においても、入札を考えているという業者は、事前に町に、そういった積算のための仕様書とか、それを受け取るのに、幾らかお金はかかるんですよ、かかるのに入札をしない、辞退してしまうということは、町としても、そういう事態がなぜ起きるのかというのはどういうふうに分析をしているんですか。何社というのは一般競争入札ですからわからないはずですよ、わからないのに事前に辞退をするというのは、そういうのは、どこかで入札条件にはまった業者との談合等、そういう協議等があったのではないかと推察される可能性があるんですけども、そういったことは、担当課としては、そういうことは、なぜ辞退するのかということに対して事情聴取はされましたか、説明してください。

それから6番目、最高の応札と最低で1,240万円の差があると。それは、今、企画振興課長は企業努力だと、そういうふうに見ましたとおっしゃいましたよね。見積りは大体、今回の工事は、要は田んぼのかさ上げですからね、土

砂を搬入するということですよ、だから、大体考えたら、一般管理費はそう、どことも変わらないと思うんですが、要は、変わるのは土砂の原材料費というか、土砂をどう入れるか、その材料費も含めて、そういった調達の方法にあるんじゃないかと思いますが、ここの丸橋建設は、その土砂をどういうふうに、あそこの4,000平米のかさ上げですから、かなりの量ですけれども、どういうふうに自分の会社は土砂を用意できて、低価で用意できるというふうに見積もりには書いてあったんですか。説明、どうあったんですか。その点についてももう一度説明してください。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

一番最初の町内業者19者のうち、2者が町内業者でございます。

今村議員 名前を言うてください。業者名。

教育次長 業者名ですか。丸橋さんと、あと、マルヤマさんです。その後の質疑は、企画振興課長の方、よろしく願いいたします。

企画振興課長 はい。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをします。まず最初に最低制限価格の計算式ですけれども、これにつきましては、有効な入札のうち50%の業者数、今回で言いますと16社でありましたので8社になります。8社の入れた金額の平均をとりまして、それに0.9を掛けた数字が最低制限価格ということになります。

次に、当日の応札ですけれども、誰がしたのかということでしたけれども、それにつきましては、丸橋建設豊郷営業所の所長である丸橋照久さんから委任を受けられた社員の方ということで、委任状も当日ご持参をいただいております。

今村議員 名前は。

企画振興課長 山口さんという方です。

次に辞退の理由ですけれども、辞退の理由は、聞いているところによりますと、当然、入札したいと思っていたけれども、ほかの仕事が入って、技術者がそこに張りつけられなくなるので、やむなく辞退をするというようなことで、辞退をするというような企業と、あと、都合によりということで辞退ということをお聞きしております。

最後の、見積りの土砂の関係ですけれども、これにつきましては、どこから

どうということまでは、入札には直接関係ございませんので、私どもは把握をしておりません。

以上です。

今村議員 はい。再々質疑。

西澤清正議長 はい、今村議員。ポイントだけ言ってください。

今村議員 それでは、今回の入札で丸橋建設が落札をいたしました。先ほど企画振興課長が、最低制限価格は下位8社の平均50%の0.9ですか、でしたらこれでいけたというお話ですよね。でね、この入札調書を見ると、下位8社、3,000万円台が1、2、3、4、5、6、7、8、8あるんですよ、そろっていますよね。それ以外は4,000万円台で、だから、その50掛けの0.9なんていうのはすごい低い落札率です。最低制限価格ですよ、そんなことって事実上、入札で、低入札、ダンピング防止ということで、入札に関しても適正な仕事をしてもらうということで、低入札に、落札に関してはいろんな行政でもちゃんと調べるんですよ。だから、私は64%に下がっているから、お金がかからないからいいという問題ではないと思う。どういう、この仕事をしてくれるのか、後々危険な、何かの残土を入れられて、あと、汚染問題が出たりとか、どういう土砂をそこに入れて、埋め立てするのかということも、当然入札の見積もりの中には、そういうことまで含めてチェックするのが当たり前だと思うんです。これは税金でやる仕事ですからね、あなたのポケットマネーではありません。そういった面で、それは企業努力だからそれだけでええというのは、非常に私は不謹慎な答弁だと思いましたが、丸橋建設ならびに3,000万円台を出したところの業者における談合問題はなかったのかどうか、調査しましたか。この土砂についても、どんなものを入れるとか、ちゃんと調査しましたか。それだけちょっと、最後に答えてください。

企画振興課長 はい。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えをします。まず最初に申し上げておきますと、今回の入札につきまして、3,000万円台が8社とおっしゃいましたが、実際は9社でしたので、よろしくお願ひします。

それと、最低制限価格の計算の仕方ですけれども、私の説明が悪かったのか、申しわけありませんでした。50%というのは企業の数を計算するときの数字でありまして、札を入れた業者数の50%の業者を平均するという意味になりますので、今回、16社やったら8社を平均する、この「8」を出すだけの50%です。それで、その出た金額に90%を掛けるだけですので、そういう計算に

なっておりますので、非常に低くなるということはないと考えております。

最後に、この入札について談合があったのかどうかという調査ですけれども、実際、札を見ましても、特に偏り等があるわけでもありませんので、談合の調査は行っておりません。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第53号契約の締結につき議決を求めることについて、反対討論を行います。

今回は落札率が64.7、そういうパーセントでしたけれども、私が先ほど指摘しましたのは、この3,000台にいつてる金額の差異が非常に少ない、ということは、この間での業者談合があった疑いは、私の、今までから談合裁判してきた中で、そういう疑いは十分にあります。また、もともとこれは6月議会の補正で上がってきた工事案件で、そのとき、この豊栄のさと駐車場用地の買収計画ならびにこの工事予算については、これは非常に税金の無駄遣い、費用対効果からして問題があるということで反対していましたが、それも含めて、入札の中身も、ちょっとこれは談合の疑いがあるということで、私は反対いたします。

以上です。

西澤清正議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第53号について採決いたします。

賛成の諸君は、起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、本臨時会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて、平成29年8月第1回臨時議会を閉会いたします。ご苦労さまで

ございました。

(午前9時50分 閉会)